

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

南伊豆町地域防災計画(令和6年3月南伊豆町防災会議)および静岡県GISハザードマップ(<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/>)、静岡県ホームページより地域の災害リスクを整理した。

※以下、静岡県GISハザードマップ内、静岡県ホームページより一部引用

(災害史)

当町におけるこれまでの重大な災害被害は、地震による津波、崖崩れであった。

安政東海地震(1854 M=8.4)では青野川流域である湊(弓ヶ浜)、手石、青市地区を中心に、妻良、子浦地区など海岸沿いの各集落で高さ5~6mの津波により大きな被害が出ている。内陸部であり河口から約3km上流にある下賀茂地区の九条橋まで伝馬船が打ち上げられたと伝えられている。

また伊豆半島沖地震(1974 M=6.9)では、中木地区の城畑山東斜面で発生した崖崩れの犠牲者は死者・行方不明者あわせて30名となった。崩壊土量は約10000 m³、その他沿岸の海食崖はほとんどの地点で崩壊している。

青野川流域の下賀茂地区では1975年と1976年の集中豪雨災害が発生している。また台風では2019年10月に発生した台風19号における沿岸沿いの建物・船舶等被害がみられている。



(土砂災害：土砂災害(特別)警戒マップ)

土砂災害(特別)警戒マップでは、町内ほぼ全域でリスクがある。町内には、砂防指定地が18箇所・地すべり防止区域が1箇所・急傾斜地崩壊危険箇所が40箇所及び土砂災害警戒区域が590箇所、土砂災害特別警戒区域が495箇所(いずれも令和7年1月末現在)指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。

平地となっている下流、妻良などの海岸沿い集落のほか、青野川沿いを中心に鯉名川、一条川、二条川など青野川の支流となる小規模河川沿い等、事業所や住民が生活する多くの場所において警戒・特別警戒区域となっており、土砂災害の発生が想定されている。



(地震：静岡県第4次地震被害想定より)

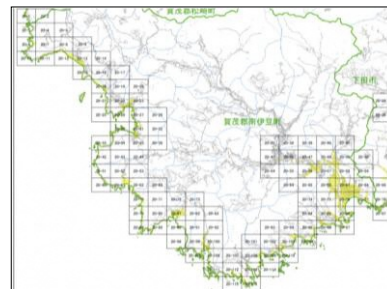
第4次地震被害想定震度分布(南海トラフ巨大地震 基本ケース)では発生時に町内のほぼ全域で震度5強が想定されている。

(津波：津波災害警戒区域)

静岡県では津波防災地域づくりに関する法律第53条に基づく「津波災害警戒区域(イエローゾーン)」について、当町に隣接する下田市、松崎町とともに指定されている。

※静岡県HP 津波災害警戒区域等の指定状況 南伊豆町 ページより

<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/minato/1003560/1049186/1049187/1047958.html>



【南伊豆町の津波災害警戒区域】

(感染症)

令和2年頃から世界的に蔓延した「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)」では、当町にも大きな影響がみられた。当町でもまん延初期段階である令和2年4月29日～5月6日の観光繁忙期となる大型連休（ゴールデンウィーク）の感染まん延防止のため、町内観光事業者への「休業要請」を実施した。これを皮切りに以降も新たな感染症拡大が連続で発生、事業活動や社会経済活動の停止縮小により全事業所が影響を受けている。

感染症拡大では消費者行動の変化や企業間取引など経済活動の停止・縮小に伴う企業の経営破綻やサプライチェーンの崩壊等を招く可能性がある。未知の感染症の発生についても、一つの災害リスクとして認識しておく必要がある。

(まとめ)

当町の自然災害のリスクを大別すると地震・津波・高潮・洪水・内水氾濫・土砂災害・感染症に分類される。町域のほとんどが勾配20度以上の急傾斜地であり、人口は町を貫流する青野川流域のその支流の平坦地周辺に密集しており、上記災害の発生リスクの高いエリアと重なっている。

(2) 商工業者の状況

・令和6年3月末における商工業者数は下表の通りである。

商工業者数	小規模事業者数		会員数 (特別会員・定款会員は含まない)		組織率 (会員数/商工業者数)
	小企業者数	小規模事業者数	424	400	
578	544	503	424	400	73.4%

※特別会員64名・定款会員5名 商工会員合計493名

令和6年3月31日 現在

・業種別・従業員規模別での商工会員（特別会員除く）内訳、地区・集落別会員数は下表の通り。

	会員数	(計)	会員事業所の業種別内訳										定款会員
			建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・宿泊業		サービス業		その他		
							飲食店	宿泊業	娯楽業	娯楽業以外			
総合計	429	424	71	23	6	59	40	90	35	77	23	5	
従業員規模別内訳													
0人		145	20	6	2	14	14	34	13	29	13		
1～2人		201	30	9	2	32	23	46	20	35	4		
3～5人		32	9	3	0	7	2	2	1	6	2		
6～20人		37	11	4	2	4	1	4	1	6	4		
21人～50人		7	1	0	0	1	0	4	0	1	0		
51人～100人		2	0	1	0	1	0	0	0	0	0		
100人超		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

令和6年3月31日 現在

南伊豆町商工会 地区・集落別会員名簿

地区	会員数	割合	集落名	海 沿 い	集落 会員数	集落 割合	地区	会員数	割合	集落名	海 沿 い	集落 会員数	集落 割合	
竹麻	148	30.0%	青市		23	4.7%	南上	31	6.3%	毛倉野		6	1.2%	
			湊	○	99	20.1%				岩殿		1	0.2%	
			手石	○	26	5.3%				下小野・川合野		10	2.0%	
下流	○	14	2.8%	上小野		6				1.2%				
大瀬	○	17	3.4%	市之瀬		6				1.2%				
石廊崎	○	10	2.0%	青野		2				0.4%				
一条		6	1.2%	伊浜・落居	○	22				4.5%				
上賀茂		21	4.3%	子浦	○	25				5.1%				
下賀茂		80	16.2%	妻良	○	19				3.9%				
南中	146	29.6%	加納		24	4.9%				町外	19	3.9%	下田市など	
			二条		10	2.0%	※令和6年3月31日 現在							
			石井		5	1.0%	※会員名簿記載の郵便番号ベースでの集計							
			中木	○	16	3.2%	※海沿いの集落 合計265事業所							
三坂	42	8.5%	入間・差田	○	17	3.4%								
			一色		4	0.8%								
			蝶ヶ野		5	1.0%								
											合計	493		

商工業者会員内訳によると、当町に従業員数 100 人超の企業は無く、特別会員・定款会員を除いた商工会員のうち 89.1%が従業員数 0 名～5 名以下までの事業所であり、海沿いの民宿など宿泊業を中心に集積している。

また商工業以外（特別会員）を除いた地区別商工会員内訳によると、事業所の多くは竹麻地区 30.0%、次いで南中地区の 29.6%の 2 地区で約 6 割の事業所数を占めている。

集落別では弓ヶ浜海水浴場があり、宿泊施設が集積している竹麻地区の湊が約 20.1%とトップであり、次いで町役場や大型スーパーマーケット、農林水産物直売所などが集積している南中地区の下賀茂が約 16.2%と続いている。また、商工会員の 5 割以上に当たる 265 事業所が、地震による津波や台風による高波などの危険性がある、海沿いの集落に立地している。

（3）これまでの取組

1) 南伊豆町の取組

・防災計画の策定

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、令和 6 年 3 月に南伊豆町地域防災計画を改訂した。

同計画に沿って、地域としての防災訓練の実施、防災備品の備蓄、防災機材等の整備・点検、通信施設等整備改良を進めている。

・津波避難計画の策定

静岡県第 4 次地震被害想定によると、当町は津波により甚大な被害が予想されることから、平成 28 年 9 月に南伊豆町津波避難計画を策定した。この計画では、津波からの迅速かつ適切な避難を実現することを目的とし、津波避難マップを併せて活用することで、避難について事前対策を行うものである。

直近での防災訓練の実施状況

平成 31 年 2 月 14 日 本部運営訓練
令和 6 年 3 月 10 日 津波避難訓練
令和 6 年 6 月 27 日 土砂災害全国防災訓練
令和 6 年 9 月 1 日 総合防災訓練
令和 6 年 12 月 1 日 地域防災訓練

防災備品の備蓄状況

備蓄食料 72,000 食、非常用飲料水 2L 24,000 本、
防災資機材 発電機 8 台、インバーター発電機 10 台、ラップ式簡易トイレ 28 基

上記に加えて、直近では以下のトイレ関連消耗備蓄を新たに整備している。

ラップ式簡易トイレ消耗品セット 50 回分×16 組
既設便座用消耗品セット 200 回分×30 組
備蓄用トイレトーパー 200m×720 ロール

全て、三坂地区防災センター敷地内の防災備蓄倉庫と町内防災倉庫に備蓄

・感染症（新型コロナウイルス COVID-19）への対応

南伊豆町新型インフルエンザ等対策本部の設置、運営及び各種対策の実施を行った。

①県「緊急事態宣言」発令時による町内宿泊飲食業等へ一時休業要請実施。

②休業等を余儀なくされた町内事業者対象とした、事業再開経費の一部を補助する支援制度実施。

2) 当会の取組

・事業者 B C P に関する国の施策の周知

事業者BCPについては会員企業等へチラシの配布・掲示及び巡回訪問時の説明等により周知を行っている。併せて「あいおいニッセイ同和損保(株)」との連携対応により令和2年5月から令和6年12月末迄で、管内延べ66事業所の計画策定ニーズ調査を実施している。これにより計19事業者の事業継続力強化計画策定支援・認定に繋げることができた。加えて管内事業者に対して損害保険への加入促進を行っている。

・当町が実施する防災訓練への参加及び協力

1名の男性職員が南伊豆町消防団員として参加しており、緊急出動時の他に防災訓練や夜警活動を積極的に実施している。各職員は、自身の居住する集落の住民として防災訓練に積極的に参加している。

・感染症（新型コロナウイルス COVID-19）に対する取組

継続的に発生・拡大した感染症では、主に以下の取組を実施した。

- ①事業者緊急アンケート実施等による地域企業への影響調査
- ②感染症拡大を防止するための町ワクチン職域接種への協力、対面イベント等の中止や延期
- ③地域企業の資金繰り支援のための融資等相談窓口設置や各種給付金・補助金申請支援サポート
- ④国、県、町等における感染拡大防止に向けた各種施策に関する情報提供等

II 課題

1. 管内事業者への災害リスク、事業者BCP情報の周知不足

地震や津波等の災害が発生した場合に当町内では甚大な被害が想定されている事もあり、町民の防災意識はある程度、高いといえる。一方で特に家族経営の小規模事業者を中心に災害発生時等の事業への影響、災害リスクの認識、緊急時の取組については多くが漠然とした態勢のみであり、対応できていない。また当会の事業者支援の中心は記帳・税務支援や資金融資サポート、補助金等活用支援などが中心であり、事業者BCPに関する支援ニーズは低い。そのため災害リスク、事業者BCP情報周知も限定的であり、全般的な情報発信は不足している。当会職員内でも事業所立地ごとに影響が想定される災害リスク等などの情報提供・周知ができていない。

2. 災害発生時の体制、平時の災害リスク特定等の人材・ノウハウ不足

緊急時の取組について当町では南伊豆町地域防災計画を策定している。また当会では具体的な体制やマニュアルは当計画のほか、「南伊豆町商工会危機管理マニュアル」を令和6年度に策定しており一定の環境整備を整えている。一方で当会内には災害発生時の対応を推進するノウハウを有した人材が不足している。

さらに当会では各種生命保険・損害保険等のアドバイスを一部では行っているが、個人事業者の確定申告指導時における生命保険料控除や損害保険料控除など節税面を中心とした対応にとどまることが多く、個別事業者ごとの事業内容・立地に対する災害リスク特定・分析・評価に基づく助言には至っていない状況である。

3. 新たな感染症に対応する体制整備

新型コロナウイルス感染症を経験した現在、新たな感染症への対応も踏まえた体制整備も必要である。予防接種の推奨や手洗いなどの衛生徹底、感染拡大時に備えたマスクや消毒液などの整備、リスクファイナンス対策としての保険の必要性などを周知、対応できていない。

III 目標

1. 損保会社等との連携を図りながら、地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、事業者BCPの周知、策定支援を強化する。巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携し

た保険相談会等を実施する。

2. 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町の間における被害情報などの報告ルートを構築する。発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。当会の経営指導員等職員は各種研修参加等により、災害リスク特定・分析・評価に基づく助言能力の知識習得を実施、災害発生時の対応を推進するノウハウを有した人材育成を図る。
3. 域内において感染症が発生し、更に拡大が懸念される際に速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制も平時から構築、災害リスクに対応した共済・保険制度の周知を行い災害の備えを行う。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和7年 6月 1日 ~ 令和12年 5月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・南伊豆町商工会と南伊豆町との役割分担、体制を整理、連携し以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援、発災時に混乱なく応急対策等に取り組める環境を整備していく。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

【個別対応】

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所の立地する箇所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ 計画等に定めるよう求める。
- ・観光客が多く訪れる地域として、宿泊・観光等関連事業者を中心に顧客である土地勘のない顧客対応におけるリスクを認識、以下について計画等に定めるよう検討する。
 - ① 町作成の避難勧告等に関するガイドラインに基づく避難誘導方法
 - ② 最寄りの一次避難地及び指定避難所の確認、土地勘のない観光客への説明・誘導方法
 - ③ 交通状況の情報入手方法及び伊豆半島最南端である立地を踏まえた観光客の帰宅時の対策
 - ④ 宿泊施設再建等へ向けての利用可能な保険についての情報入手方法

【地域内での情報共有】

- ・商工会報や町広報、ホームページ等において、国や県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等策定・活用に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・商工会女性部・青年部などの各種団体活動などを通じて、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組事例や、効果的な訓練等について紹介を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は令和6年6月に南伊豆町商工会 危機管理マニュアル（事業継続計画）を策定済みである。今後は、3年サイクルを目途に更新するほか、変更が見込まれる際に随時、計画更新する。

3) 関係団体等との連携

- ・連携損害保険会社の派遣依頼により、会員事業者以外も対象とした普及啓発の活動を実施する。
- ・町観光協会等の町内関係機関への普及啓発の依頼、セミナー等の共催を実施していく。

4) フォローアップ

- ・商工会職員による巡回相談を通じて、県・町の最新情報を提供するとともにBCP計画等の取組実施状況の確認を行う。併せて変更すべき計画内容等についても確認する。
- ・当町及び当会を構成員とした会議を定期的開催、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、町と連携し連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・訓練では複数の連絡種類（無線、携帯電話、アプリ、SNS等）を用いた連絡に必要な複数の手段について通話可能となっているかなど、定期的な確認を実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を南伊豆町と当会で共有する。

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1 人命の安全確保	職員の避難	発災直後	・ 拠点内の安全エリアの設定 ・ 町内の避難経路の周知・確認 ・ 避難所までの経路確認
	職員の安否確認	発災直後	・ 安否確認システムの導入 ・ 職員の連絡網の整備 (携帯電話番号、メールアドレス、SNS等)
	設備の緊急停止方法	発災直後	・ 緊急時の設備停止手順の周知・確認
	事業所への対応方法	発災直後	・ 避難場所の周知、誘導體制の確立
2 非常時の緊急時体制の整備	町長を本部長とした災害対策本部の立ち上げ	発災後 1時間 以内	・ 設置基準の策定 ・ 災害対策本部の体制整備等
3 被害状況の把握、共有	被災状況の有無の確認 当該情報の第一報を町、県商工連に報告	発災後 12時間 以内	・ 被害情報の確認手順の整理 ・ 被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定等
4 その他	町等との各種調整	発災後 随時	-

2) 応急対策の方針決定

- ・当町と当会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。

(台風における例)

- ・職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は出勤せず、職員自身の安全確保を優先し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない際の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対応の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内30%程度の事業所で停電 ・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な損害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が想定されている地域への連絡が取れない。 ・被害が想定されている地域への交通網が遮断され確認が取れない。 	1) 緊急相談窓口の設置 ・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内5%程度の事業所で停電 ・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な損害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	1) 緊急相談窓口の設置 ・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	特に行わない

※連絡の取れない地域については、大規模な被害が生じているものと考え対応する。

- ・本計画により当町と当会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1週間	被害が分かり次第、都度状況を共有する。
1週間～4週間	1日に2回共有する
4週間～2か月	1日に1回共有する
2か月以降	1週間に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、以下のとおり確認し実施する。

①被害状況の確認方法

当会は商工業関係についての被害調査を実施、「非住家被害（事業用建物）」「商工被害（棚卸資産、有形償却資産）」の2つについて主に現地確認により調査する。

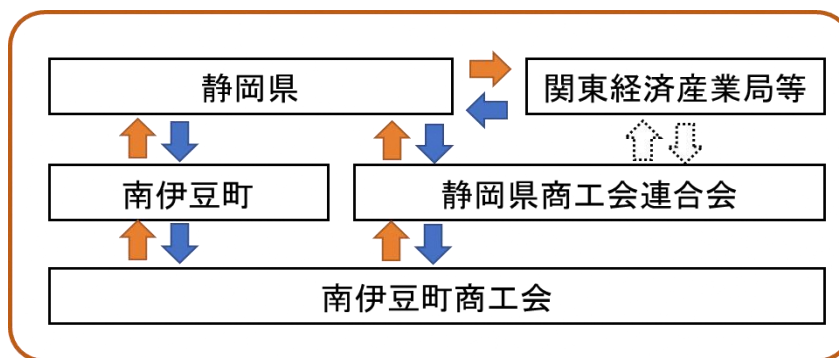
②被害額算定基準

非住家被害・・・事業復旧に必要な撤去費用、再調達価格または修繕額。

商工被害・・・棚卸資産については仕入原価・製造原価額、有形償却資産については事業復旧に必要な撤去費用、再調達価格または修繕額。

- ・当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会または当町より県へ速やかに報告する。

○ 被害状況報告の内容



項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	建設業・小売業・サービス業 その他
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の状況（全壊、半壊等） ・浸水の状況（床上、床下） ・機械設備の状況 ・製品・商品等の状況
被害額（千円）	
内訳	建物、機械設備、製品・商品その他

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・対応可能な役職員により地区内小規模事業者への個別訪問等を行い、目視やヒアリング等により各事業所の被害状況詳細を確認する。
- ・併せて応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）については、チラシ等印刷物、HP・SNSの活用、もしくは口頭説明等により積極的に周知していく。
- ・相談窓口や会員事業者を巡回等した際に得られた要望等に関して、必要に応じて正副会長会議等の開催と承認により、国・県等に対する緊急要望として提出していく。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年4月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）

①商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

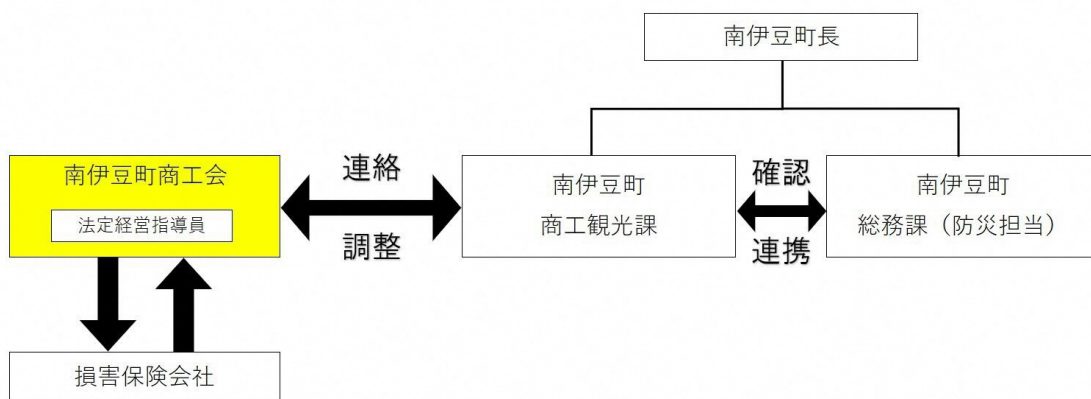
以下の6名体制で事業を実施する。

事務局長	1名
経営指導員	2名
経営支援員	3名

②当会の事務職員数

上記6名に加えて、記帳指導員 2名 の計8名

③商工会全体及び南伊豆町との連携組織図 (令和7年4月 現在)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

■氏名：小泉 一裕

■連絡先：南伊豆町商工会 TEL. (0558) 62-0675

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

事業継続力強化支援事業の実施、実施に係る指導及び助言、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しをする際の必要な情報の提供等を行う。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

〒415-0303 静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂 323-1

南伊豆町商工会

TEL : (0558) 62-0675 / FAX : (0558) 62-3054

E-mail : aoiumi@poplar.ocn.ne.jp

②関係市町村

〒415-0392 静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂 315-1

南伊豆町役場 商工観光課

TEL : (0558) 62-6300 / FAX : (0558) 62-2493

E-mail : shoukou@town.minamiizu.shizuoka.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	800	800	800	800	800
専門家派遣費	200	200	200	200	200
通信運搬費	100	100	100	100	100
パンプ等作成費	500	500	500	500	500

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、県補助金、町補助金、事業委託費、手数料収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
① あいおいニッセイ同和損保㈱ 静岡支店 伊東支社 支社長 竹内勝利 〒414-0022 静岡県伊東市東松原町 10-2 東松原ビル 2階 TEL 0557-37-5201 ② 有限会社トータル保険サービス 代表取締役 山下 啓介 〒415-0017 静岡県下田市東中 6-10 TEL 0558-22-2468
連携して実施する事業の内容
①事前の対策 ・地域事業者に対して巡回指導時や窓口相談にて自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、災害補償等の損害保険・共済加入等）について役職員に向けて説明する際のハザードマップ等情報提供を行い、併せて専門家を活用した事業者BCP策定・申請時等における商工会に対する取り組みをサポートする。 ・事業継続の取組に関する専門家により、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや国・県・町などにおける行政施策の紹介活用支援、保険商品の紹介等を実施する。 ②地区内小規模事業者に対する復興支援 ・保険加入者リスト、事業者BCP策定リスト等により事業所ごとの被害状況と照らし合わせ、速やかな保険金請求の手続き、各種復興支援をサポートする。
連携して事業を実施する者の役割
① 被災に伴う倒産及び事業廃止の阻止 ② 被災に伴う資金繰り悪化防止 ③ 被災に伴う事業再建資金の調達
連携体制図等
<pre> graph LR A[南伊豆町商工会] <--> 相談 B[小規模企業者] B --> 経営支援等 A C[損害保険会社] --> 災害リスク普及啓発セミナー等 B C --> 役員向け研修会、支援ツール提供等 A D[全国商工会連合会] <--> 連携 C </pre>